

健康経営※

社員の心身の健康が、社員自身のQOL（Quality of Life：生活の質）の向上のみならず、当社の目指す姿の実現に欠かせない要素と考え、「健康経営宣言」を新たに制定しました。

また、当社は「健康経営優良法人2020（大規模法人部門）」に認定されました。今後も社員一人ひとりの心身の健康を保持増進するため、社員の健康や安全に配慮した取組みを進めていきます。

健康経営宣言

三井住友海上プライマリー生命では、社員の安全と健康を確保し、社員が心身ともに健康でいきいきと働くことが、当社の持続的成長と企業価値向上を支える経営基盤であると考えています。

社員が働きがい・やりがいをもっていきいきと働けるよう、社員と家族の心身の健康の保持・増進と、安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組めます。

そして、多様な社員全員が成長し活躍することによって、社会との共通価値を創造していきます。

<推進体制>

健康経営宣言のもと、人事総務部担当執行役員を推進責任者として、推進組織である人事総務部と、産業医・産業看護職をはじめとする専門人材とが緊密に連携しながら、課題の把握、各取組み・施策の実施、効果検証等を行っています。

また、新規施策や全社横断取組みなど、その重要性に応じて経営会議体への報告等を行っています。

<主な取組み>

- 社員一人ひとりの健康診断結果に基づき、産業医・産業看護職が保健指導や受診勧奨等をきめ細かく行うとともに、社員の心理的な負担の程度を把握するストレスチェックの実施によりメンタルヘルス不調の未然防止を図る等、社員の健康・活力の保持増進に取り組んでいます。
- 社員の健康リテラシー向上を目的に、「健康経営と社員の健康増進」をテーマとした研修や、自主参加型イベント「プライマリー健康増進トライアル」を実施しています。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究所の登録商標です。



ダイバーシティ&インクルージョンの推進

管理職に占める女性社員の割合を2021年度に15%超とする目標を掲げ、女性リーダーの裾野拡大と継続的な輩出に向けた、女性活躍推進研修を実施しています。また、女性が働きやすく活躍できる職場環境づくりとして、育児休業社員への職場復帰支援等の拡充のほか、男性の育児休業取得推進を目的に、育児休業の一部を有給とする制度を2020年度に新たに導入しました。

さらに、当社では様々な障がいを持つ社員が健常者と同じように働いており、管理職を担う社員もいるなど各職場で主体的な役割を果たして活躍しています。また、障がい者など多様な人々の視点に立ち、適切な理解のもと行動するための「ユニバーサルマナー」*の理解と定着を図る社内研修も実施しています。

※出典：一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会